

No.1 ○豊明市議会臨時会会議録(第1号)

平成21年7月30日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|-----------|----|-----|-----------|----|
| 1番 | 毛 受 明 宏 | 議員 | 2番 | 近 藤 郁 子 | 議員 |
| 3番 | 三 浦 桂 司 | 議員 | 4番 | 一 色 美 智 子 | 議員 |
| 5番 | 中 村 定 志 | 議員 | 6番 | 杉 浦 光 男 | 議員 |
| 7番 | 平 野 龍 司 | 議員 | 8番 | 山 田 英 明 | 議員 |
| 9番 | 石 橋 敏 明 | 議員 | 10番 | 平 野 敬 祐 | 議員 |
| 11番 | 村 山 金 敏 | 議員 | 12番 | 安 井 明 | 議員 |
| 13番 | 松 山 廣 見 | 議員 | 14番 | 榊 原 杏 子 | 議員 |
| 15番 | 山 盛 左 千 江 | 議員 | 16番 | 伊 藤 清 | 議員 |
| 17番 | 月 岡 修 一 | 議員 | 18番 | 堀 田 勝 司 | 議員 |
| 19番 | 矢 野 清 實 | 議員 | 21番 | 坂 下 勝 保 | 議員 |
| 22番 | 前 山 美 恵 子 | 議員 | | | |

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 神 谷 清 貴 君 | 議事課長 | 成 田 宏 君 |
| 議事課長補佐 | 深 谷 義 己 君 | 議事課長補佐 | 石 川 晃 二 君 |
| 兼庶務担当係長 | | 兼議事担当係長 | |

4. 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|-------------|---------|-----------|
| 市 長 | 相 羽 英 勝 君 | 副 市 長 | 石 川 源 一 君 |
| 教育長 | 後 藤 学 君 | 企画部長 | 宮 田 恒 治 君 |
| 総務部長 | 山 本 末 富 君 | 市民部長 | 平 野 隆 君 |
| 健康福祉部長 | 濱 嶋 義 和 君 | 経済建設部長 | 三 治 金 行 君 |
| 会計管理者 | 佐 藤 政 光 君 | 消防長 | 山 崎 力 君 |
| 教育部長 | 竹 原 寿 美 雄 君 | 総務部次長 | 加 藤 隆 之 君 |
| | | 兼財政課長 | |
| 市民部次長 | 加 藤 慎 君 | 健康福祉部次長 | 畑 中 則 雄 君 |

兼環境課長

健康福祉部次長 神谷 巳代志 君
兼保険年金課長

総務課長 塚本 邦広 君

兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 柴田 二三夫 君
兼都市計画課長

監査委員事務局長 高橋 芳行 君

5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 議案上程・提案説明・質疑

議案第 53 号 豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の制定について

議案第 54 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について

議案第 55 号 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 議案上程・提案説明・質疑

議案第 53 号から議案第 55 号まで

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 53 号から議案第 55 号まで

午前10時開会

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 21 年第3回臨時会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 21 年豊明市議会第3回臨時会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 21 年第 3 回臨時議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時議会におきまして、ご審議をいただく案件は、条例の制定 1 件及び政府の補正予算に係る地域活性化・経済危機緊急対策、緊急雇用等の一般会計補正予算 1 件、特別会計補正予算 1 件の計 3 件でございます。

どうか慎重審議の上、すべての案件について可決・ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本臨時会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

山田英明議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

去る 7 月 23 日に委員会を開催し、今臨時会の運営について協議をいたしました。

その結果につきましては、既に皆さんに文書にてご連絡がしてありますので、主な事項についてのみ報告をいたします。

初めに、会議の日程であります。今期臨時会の会期は本日 1 日間と決しました。

次に、付議案件の取り扱いであります。議案第 53 号から議案第 55 号までの 3 議案は、上程・提案説明・質疑を行った後に、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

なお、この 3 議案を審査するため、本日の会議の休憩中に総務文教常任委員会、厚生常任委員会、経済建設常任委員会を順次、開催することとし、本会議再開後に委員長報告・同質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、4番 一色美智子議員と18番 堀田勝司議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程3、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第53号から議案第55号までの3議案を一括議題といたします。

初めに、議案第53号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

No.8 ○経済建設部長(三治金行君)

議案第53号 豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の制定についてご説明をいたします。

豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、砂利採取及び土砂等の採取又は埋立て等について、必要な規制を行うことにより市、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、災害の防止及び生活環境の保全を図るために定める必要があるからでございます。

本条例につきましての条例の概要についても、あわせて資料を添付させていただいておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

内容について説明いたしますので、1枚おめくりいただきたいと思います。

主な内容についてご説明をいたします。

第1条は、条例の目的でございます。

砂利採取、土砂等の採取又は埋立て等について、市、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにし、災害の防止及び生活環境の保全を図るものでございます。

下段の第3条につきましては、適用事業についてでございます。

事業区域の面積が500平方メートル以上又は500立方メートル以上の土地の埋立て等についてでございます。

また、500平方メートルに満たない事業についても、同一の事業者がその区域に隣接、近接する土地等々の要件によりまして、合算において500平方メートル以上になる場合に

つきましては、適用をするものでございます。

ただし書きにおきまして、次に掲げる事業については適用除外とさせていただいております。

第1号につきましては、国、地方公共団体その他の規則で定めるものが行う場合。

第2号においては、他の法令の規定による許可等の処分、こういう行為におきまして、埋立て等にあつて、規則で定めるもの。

第3号におきましては、前2号に掲げるもののほか、規則で定めるものとしております。

第4条、第5条、第6条につきましては、市、事業者等、土地所有者、それぞれの責務を明確にしているものでございます。

第4条の市の責務につきましては、土地の埋立て等の状況を把握し、監視に努める。

第5条の事業者等の責務につきましては、隣接地権者等及び周辺住民の理解を得るよう努めること。土壌汚染及び災害を未然に防止するために必要な措置を講じることとしております。

第6条の土地所有者の責務につきましては、事業者に土地を提供しようとするときは、土壌汚染が発生するおそれはないことを確認しなければならないとしております。

1枚めくっていただきまして、第7条につきましては、埋立て等の許可についてでございます。

許可を受けようとするときは、第2項で申請書、第3項で添付書類を定めているものでございます。

第8条、こちらにつきましては許可の基準でございます。

申請におきまして、許可基準を守らなければなりません。本条の各号いずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならないとして定めております。

第1項の第1号は、埋立て等に用いる土砂等についてでございます。

土砂等の性質及び有害物質による汚染状態について、規則で定める基準に適合しなければならないとさせていただいております。

第1項第2号におきましては、人の保護及び公共施設等の保全をしなければならないとさせていただいております。

第1項第3号においては、施工の基準を定めたものでございまして、土地の埋立て等を行う場合には、規則で定める施工基準に適合しなければならないとさせていただいております。

第1項第4号におきましては、環境保全等の基準でありまして、生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を規則で定める基準に適合しなければならないとさせていただいております。

第1項第5号におきましては、使用する土砂等の特定でありまして、発生場所を特定することとしております。

第3項におきましては、市長は、生活環境の保全、災害の防止のために必要な限度におきまして、条件を付けることができるとしております。

下段の第 11 条につきましては、説明会の開催でございます。

事業者は、埋立て等の許可を受けようとするときは、あらかじめ説明会を開催すること。報告書を申請書に添付することとしております。

2枚めくっていただきたいと思っております。第 20 条でございます。

下段にあります第 20 条でございますが、帳簿への記載でございます。

許可を受けた者は、搬入土砂等の数量を台帳へ記載の義務についての規定でございます。

第 21 条は、土壌の調査及び水質の検査であります。

搬入した土砂について、定期的な報告義務を課しております。

第1項は、土壌調査を3カ月に1回。第2項においては、水質検査を1カ月に1回実施をし、市へ報告をしなければならないとしております。

また、第3項におきましては、土地の埋立て等が完了、廃止後においても、その結果を提出するように求めることができるとしております。

第 24 条は、改善勧告であります。

許可を受けた者に、改善すべきことについて勧告することができるとしております。

その該当につきましては、第1号から次のページの第 13 号の内容でございます。

第 25 条は、措置命令でございます。

災害防止の措置命令でありまして、第1項につきましては改善勧告に従わない者、第2項は、許可を受けずに、また許可を取り消した者に対し、必要な措置をとるべきことを命じることができることとしております。

第3項につきましては、災害防止のため緊急の必要がある場合は、必要な措置をとることを命じることができるとしております。

第 26 条、第 27 条は、土地所有者への勧告、命令でございます。

事業者が措置命令に従わないときにつきましては、土地所有者に対して勧告をすることができるとし、また、勧告に従わないときにつきましては、必要な措置をとるべきことを命じることができるとしております。

第 29 条につきましては、公表でございます。

事業者が措置命令に違反したときは、その事業者の氏名等を公表することとしております。

第 31 条、第 32 条、第 33 条につきましては、罰則の規定でございます。

第 31 条の第1項につきましては、措置命令に違反した者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとしております。

第 31 条の第2項、第3項につきましては、勧告に従わない者に対して、それぞれ罰金に

処するとしております。

第 33 条につきましても、勧告に従わない者に対して、過料に処するとしております。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

経過措置といたしまして、2 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。

3におきまして、この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等について、施工後に 500 平方メートル以上又は 500 立方メートル以上に拡大されたときは、この条例を適用するものでございます。

また、次に、資料添付させていただいております資料につきまして、ご説明を申し上げます。

これは、条例の概要についての内容でございますが、1の制定の経緯、2の条例の骨子につきましては、先ほど、本条例で説明をいたしましたので、2枚目の3 土砂等採取及び埋立て等に関する事業の流れについてご説明をいたします。

左側につきましては、事業者の流れでございます。右側が豊明市の流れでございます。

事業者におきましては、申請準備といたしまして、事業区域の調査などを行いまして、許可の申請を提出されます。市は許可、不許可を決定させていただく。

許可によりまして、事業者は事業に着手し、事業中の施工管理として施工管理台帳への記載、また、定期的に土壌、水質検査をし、報告をしていただくものでございます。

事業の完了にあわせまして、完了の届出を出していただくというものでございます。

豊明市におきましては、事業中におきまして必要に応じ、報告の徴収、立入検査等もできることとし、現場パトロール等を行いまして監視に努めるものでございます。

説明を終わります。

No.9 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.10 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 53 号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第 54 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.11 ○総務部長(山本末富君)

議案第 54 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げ

げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億 858 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 173 億 3,609 万 5,000 円とするものでございます。

今回の補正は、国の補正予算が5月 29 日に可決されたことにより、経済危機対策臨時交付金が市町村に交付されることが決定されたことが主な要因であり、歳出の大部分は、この経済危機対策臨時交付金によるものであり、これ以外といたしましては、同じく国の補正予算の中にあります子宮頸部がん、乳がん検診の無料クーポン事業と、緊急雇用創出事業のうちの 21 年度第1回分の追加分で認められたものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、9ページ、10 ページをごらんになってください。

2款1項7目 財産管理費、3の公用車管理事業の 486 万 2,000 円は、低公害自動車を購入するための登録手数料、保険料及び2台分の車両代金であります。

次の2の都市・国際交流事業のポルトガル語通訳業務の 137 万 4,000 円は、外国人が多く居住している二村台地区を中心に、地域のコミュニティー助成事業を行うものでございます。

3款1項2目の老人福祉費、3の老人憩いの家管理事業の老人憩いの家トイレ等改修工事費の 496 万 2,000 円は、これにより 27 カ所すべてがシャワー式トイレに改修されるものでございます。

次のAED購入費 1,242 万 6,000 円は、主に老人憩いの家に設置するものでございます。

次は、同じく民生費の2項1目、2事業の児童館等管理運営事業は、コスモスの第3児童クラブ室の建設にかかる費用でございます。

次の 12 ページをお願いいたします。

上から3行目になりますけれども、児童クラブ室建築工事費の 1,448 万円の中には、建物敷地の造成費用や空調換気設備、既設倉庫の取り壊し費用も含まれております。

上から6行目のAED購入費の 354 万 6,000 円は、7カ所の児童館に設置するもの。

2の保育事業のAED購入費の 557 万 2,000 円は、保育園 10 園と子育て支援センターの合計 11 カ所に設置するものでございます。

4款に入りますけれども、4款1項2目 予防費、2事業の各種診断事業の中の成人病診断等委託料の 2,282 万 3,000 円の増は、子宮頸部がん、乳がん検診等の無料化であります。

現在は自己負担が一部ありますけれども、対象者に無料クーポンを発行するもので、実施期間は 10 月から翌年の3月末。対象者数は約 5,000 人で、受診率 50%を目標としております。

次のページをお願いいたします。

4款2項2目、1事業の塵芥処理事業の中の上から3行目でございますけれども、低排出ガス重量車購入費の 945 万円は、ごみ収集のパッカー車の購入でございます。

次、6款にいけますけれども、農林水産業費の中の1事業の農村集落家庭排水施設特別会計繰出事業。こちらの沓掛浄化センター機器改修工事費繰出金の2,400万円は、一般会計から特別会計への繰出金でございます。

次のページをお願いいたします。

8款3項1目、1事業の河川改修事業の河川水位監視システム作成委託料600万円は、水位雨量計が1カ所、水位計が3カ所の設置と、監視システム作成の業務を委託するものでございます。

次、9款ですけれども、9款1項1目、3事業の常備消防設備維持管理事業のAED及び油圧式救助器具購入費の1,340万円は、AED10台の購入と、油圧式救助器具は、閉じ込められました車内から救出するためのカッターなどの器具を購入するものでございます。

次の4事業の常備消防事務事業の高度救命訓練及び啓発用器材購入費の603万円は、コンピューターと人形がつながっておりますけれども、こういった器具を使って救命処置に必要なスキルアップや、心肺蘇生法を行う練習用の人形の購入でございます。

次のページをお願いいたします。

10款1項3目、2事業の教育振興補助事業と、すぐその下の4事業の教育振興事務事業の財源振替でございますけれども、ともに補正額はゼロであります。臨時交付金という国庫支出金が増え、その分、一般財源が減るといった財源振替が生じたものでございます。

次の1事業の小学校教育振興事業の地域活性化・経済危機対策理科備品購入費の1,230万7,000円は、小学校の理科で使用する備品の購入。

その下の学校ICT備品購入費の5,849万6,000円は、デジタル放送対応のテレビと電子黒板を購入するものでございます。

その下になりますけれども、次は2事業の中学校施設維持管理事業の一番下になりますけれども、受水槽取替工事費の1,088万4,000円は、沓掛中学校の受水槽が劣化したもので、取りかえるものでございます。

次、20ページのほうをお願いいたします。

1事業の中学校教育振興事業の学校ICT備品購入費の2,163万円は、小学校と同様にデジタル放送対応のテレビと電子黒板を購入するものでございます。

次、学校給食費になりますけれども、4事業の給食センター施設整備事業の安心安全給食機器購入費の5,868万5,000円は、連続式揚げもの機が2台と真空冷却機も2台購入するものでございます。

以上で歳出を終わり、歳入のご説明をいたしますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

13款 国庫支出金、2項4目の教育費国庫補助金であります。2節の義務教育費補助金の理科教育費等補助金の836万7,000円の増は、理科備品の購入に対する補助。

次の3節の学校施設整備補助金の学校情報通信技術環境整備事業補助金の4,006万2,000円は、小中学校のICT備品購入に対する補助金でございます。

その下の2節 企画費補助金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の1億 8,685 万 1,000 円が、今回の補正の中心的な存在の臨時交付金でございます。

次、14 款2項9目1節の緊急雇用創出事業費補助金の 137 万 4,000 円の増は、21 年度の第1回分の緊急雇用創出事業で、ポルトガル語通訳の雇用に対する補助金でございます。

次、15 款2項2目1節の物品売払代金の不用品売払代金の5万円の増は、今回、低公害車を購入する際に、前の車、旧型のプリウスでございますけれども、これを公売し、その売却予定価格でございます。

次、7ページ、8ページをお願いいたします。

18 款1項1目1節の前年度繰越金の 7,202 万 5,000 円の増は、今回の補正で不足する分は、前年度の繰越金を充てるもので、残りは約2億 4,000 万円となります。

次は、19 款の最後になりますけれども、19 款5項4目7節のがん検診等一部負担金の 14 万円の減は、子宮頸部がん、乳がん検診が無料になることにより、既に受診された方の一部負担金を還付することによる減でございます。

以上でご説明を終わります。

No.12 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.13 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、臨時交付金を使って行う事業の全体にかかわることについてお聞きしたいと思います。

6月議会の答弁で、各課から事業を募ったところ、7億円ぐらいの事業の要望があるという答弁でした。これを絞り込んで1.8 億円にまとめていくというか、絞っていくに当たって、まず、だれが、どの部署でどのように選定をしたのか。

それから、その際、各課との調整はどのように、どの程度行われたのか、説明してください。

それから、当然7億から絞っていく作業で外れるものもあるわけですが、どういう基準でこの選択を行ったのか。国が示している分類、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心・安全の実現、その他という4分類の中では、それぞれどれが幾らになるのか、まとめてありましたらお示しいただきたいと思えます。

それから、財源についてお伺いしますけれども、それぞれの事業について交付金プラス一般財源、まあ繰越金でという形になってはいますが、このことについてご説明をいただきたいと思えます。

それから、緊急雇用についてお聞きしますが、1回目の追加分というふうに説明がありましたけれども、3月の分と合わせて県から示された21年分の枠のうち、これでどれだけを使い、どれだけを残すことになるのか。

それから、今後の追加というのはどのようになるのか。

それから、今回、1件の事業ですけれども、これは多数要望して1件にされたものなのか。それとも1件だけが出てきたものであるのか、お答えいただきたいと思います。

とりあえず、はい。

No.14 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.15 ○企画部長(宮田恒治君)

今回の経済危機対策事業の選定方法ですけれども、国が示した3つの要素、地球温暖化対策、少子高齢化への対応、安全・安心の実現、それからその他の事業で、それぞれ各課のほうで緊急必要性の事業を調査いたしました。その結果が、前回6月議会で7億円近くありました。

その結果、決定は市の経営戦略会議で、本当に市が優先してやっていかなければいけない事業かを、その中で決定をいたしました。

それから、特に大きな選定基準といたしましては、今回の経済危機対策交付金については、国から補助されてくる事業については、特定された事業にしか、その裏負担ができないということでありますので、ほとんど市の単独事業が中心に、今回は選定をされております。

それから、4分類事業の内訳はということですが、特に大きなウエートを占めておりますのは、今回、経済危機対策で2億8,000万円ほどの事業費を費やしておりますけれども、そのうち安全・安心の実現のための事業が10事業で、率としますと47%ほどになっていきます。

そして、その他の事業でいきますと、4事業ですが、ここは特に学校の教育環境のインフラ整備という形で34%ほどになります。

それから、そのほかでは少子高齢化への対応、これが全体で5事業になりますが、14%ほど。

それから、地球温暖化対策では2事業で、全体の額でいきますと、5%ほどになっていきます。

以上で終わります。

No.16 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

No.17 ○経済建設部長(三冶金行君)

緊急雇用についてのご質問をいただきました。

まず、本年度当初におきましては、2,045万円をこの事業に充てております。

今回、ご提案させていただいたものについては、2件を申請しておりまして、その1件についての補正の上程でございます。

それから、今後のという話でございますが、現在、第2回目の追加要望について申請中でありまして、目標といたしましては、国のほうからの予算といたしましては、2,560万円の追加をいただいておりますが、そのうちについて、現在は約2,000万円ほどのお願いを調整しているところでございます。

以上です。

No.18 ○議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

No.19 ○総務部長(山本末富君)

今回の経済危機対策臨時交付金の1億8,685万1,000円というのは、歳入の数字がほぼ確定的な数字でございます。

それに対して、100%の補助でございますけれども、同額の歳出を組んだ場合、大半が入札後の決定価格ということになりますと、入札の段階で少なくとも下がってしまうわけです。

ですから、1億8,600万円に対して1億8,600万円の歳出を組みますと、仮に、例えば10%であれば、10%の金額が低くなるということは、もらえる金額も低くなるということでありますので、もらえる金額を1億8,600万円に想定いたしました。

それで、その分、落札による目減り分というものを想定した中で、その分は一般財源で前年度繰越金を充てております。

以上でございます。

No.20 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.21 ○14番(榊原杏子議員)

最初の選定の基準ですけれども、各課が要望しているわけですので、その調整がどのように行われたのかについても、先ほどお聞きしましたので、お答えいただきたいと思いません。

期間が短い中での調整だったと思いますが、その経営戦略会議で決定していくに当たって、どういうふうに調整をしたのかということが聞きたいので、よろしくをお願いします。

それから、緊急性、必要性ということをおっしゃいましたが、実施計画の中で来年以降に上がっているものと、そうでないものがあるように見受けられます。

来年やる予定のものを前倒したというものと、それから全く新しいものを追加したというものの割合について、おわかりになりましたら、お答えいただきたいと思いません。

それから、社会情勢も加味して、この使い道について考えるということ、6月議会で答弁をされていますけれども、特にそういった部分が色濃くは出ていないように見受けられるものですから、それについてはどのようにお考えになったのでしょうか、をお願いします。

それから、財源については入札の残を見込んで…。

No.22 ○議長(坂下勝保議員)

質疑の範囲を超えないようにお願いします。

No.23 ○14番(榊原杏子議員)

先ほどの答弁で、財源については、落札による目減り分を見越してということでお伺いしましたけれども、この上乘せしてある分が、事業ごとに十数%のものから二十数%のものまであるわけですが、とすると、これは詳細に見積もった結果ということでしょうか。

間違いがあるともったいないものですから、お聞きするのですが、それぞれ違うということは、かなり金額について精査をしてあるのかどうか、お聞きします。

それから、余ったもったいないというようなことがあると思えますけれども、結局、その入札の結果によって、金額が上下しますので、その余った、足りないというのが、個別の事業で出てきた場合に、それが互いに融通できるのかどうかということも、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、ちょっとAEDのことも、これも全体でたくさんありますので、お聞きしたいのですが、全部で55台ほどあると思えます。

これまで、年に3台とか5台とか、少しずつ増やしてきて、20台ぐらい今あると思えますけれども、それを一気に55台増やすというのが、それは各課からの要請もあるのでしょうか。

AED本体の耐用期間については、どのくらいなのでしょう。

たくさん買うと、たくさん一気に買いかえの時期も来ますので、そういうことを気にしてお聞きするんですけれども、あと本体とともに、バッテリーは3~4年で耐用期間が来ると

か、パットは2～3年で交換するとか、そういうことも言われていますけれども、メンテナンスの費用というのは、年に換算して幾らぐらいになっていくのか。

そういったことも見込んで、この予算をつくられましたでしょうか、お伺いします。

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.25 ○企画部長(宮田恒治君)

まずは、今回の経済危機対策の中に出た事業の選定の基準ですけれども、これは要求された事業の中には幾つも国庫補助の対象になったり、起債の対象になる事業も含まれておりましたので、今回、経済危機対策に関連する事業については、すべてそういった国庫補助がつく、起債がつく事業は、今回は見送らせていただきまして、極力、そういった補助がつかない、起債がつかない事業を、今回は選定しました。

つまり市単事業、100%市単事業を、まず優先をさせていただきました。

それから、実施計画との関連はということですが、実施計画は金額に大体応じてやっておりますけれども、あそこの実施計画に記載されている事業は、逆に補助があったり、起債があった事業が優先されてきておりますので、実施計画とはこのあたりで少し整合性が合っておりません。

それから、社会情勢についてはどういうことかということですが、今回上がってきた事業が果たして年内に完了するかどうか。そして、早急に事業が発注ができるかどうかということも加味しまして、これで今の経済状況を早く回復させたいということを念頭に入れて、事業の選択をしております。

それから、AEDが多くないかというご質問だと思いますけれども、AEDにつきましては最近、この豊明市内でも実際AEDを使って命を助けられたという事例もありました。

そして、民間のほうにも、こうしたAEDが医者や、そして会社、商店等にも徐々に普及、設置されてきておりますので、こうしたことを見ても、公共施設にはまずAEDの設置が必要ではないかと思っ、全公共施設に今回、経済危機対策で設置をいたします。

以上です。

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.27 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

AEDの耐用年数等々のご質問がございましたので、お答えいたします。

本体の部分につきましては8年、約8年です。

それから、バッテリー、パットの部分につきましては、4年でございます。

終わります。

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

No.29 ○総務部長(山本末富君)

事業の中で、1つの事業がマイナスになり、一方が余ってしまったりとか、そういった場合のご質問がございましたので、お答えをいたします。

事業全体が1つの事業、これは全部の今回の1億8,600万円が1つの事業というふうにとらえておりますので、ここの中の仮に、例えばプリウスのほうが予定よりも下がったりとか、パッカー車のほうが予定より上がったとか、そういった場合、1つずつ見るのではなくて、全体が1つの経済危機対策臨時交付金の事業というような格好で、総トータルで見ます。

以上で終わります。

No.30 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.31 ○15番(山盛左千江議員)

AEDのことについて、続けてお伺いいたしますけれども、今、耐用年数が8年、バッテリーが4年というようなことだったんですけれども、榊原議員の質問の中で、次の買いかえのことも意識して、これほど大量に買っているのかという質問があったかと思えます。

そのことについて答弁をいただきたいのと、この55台分の合計金額、混ざって予算計上されているものもあるものですから、ちょっと55台分だけの金額がわからないので、それを教えていただきたいと思えます。

それと以前、一般質問で平野龍司議員が町内会とか区とか、そういったところへの貸し出しをしたかどうかという質問をされたと思えます。

そのときに、台数が足りないから無理だというような答弁がありました。今回、そういった今までの一般質問の趣旨も踏まえて、台数なり設置場所を検討されたかどうか、お伺いしたいと思えますので、お願いします。

それと、今回の予算全体を見たときに、公共投資を臨時交付金に回したのがあるのかどうか。7億円の中で、どういった事業をどのくらい、そちらを見込んで今回計上しなかった

かについて、お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、議会に2,000万円を超えるものを買ったときには議案上程するというか、議決が必要だというような条例があると思うんですけども、今回で言いますと…。

No.32 ○議長(坂下勝保議員)

山盛議員に申し上げます。

議案に対する質疑にとどめるよう、ご注意を願います。

No.33 ○15番(山盛左千江議員)

すみません、そのつもりなので、すみません。

2,000万円以上のものの購入契約については、議会に諮られるのでしょうか。その進め方についてお伺いしたいと思います。お願いします。

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.35 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

AEDの先ほど耐用年数を8年と申し上げて、いわゆる55台という部分は加味されているかというご質問だと思いますけれども、この件につきましては今回、臨時交付金ということで55台購入いたします。確かに、そのとおりでございます。

それで、8年後はどうかというご質問ですが、この部分につきましても、年次計画を立てまして、更新の部分はそれなりに更新をしていくというふうに考えております。

それから、全体でというAEDの合計ですけれども、これは後ほど、総務部長のほうからご答弁を申し上げます。

それから、町内会への貸し出しの部分ですけれども、今回、私どもの健康福祉部のほうで45台設置予定でございます。

老人憩いの家、それから保育園、児童館、こういった部分は、場所的には全町内、全区を網羅しておりますので、このあたりの運用につきましては、今後協議をしたいというふうに考えております。

終わります。

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

No.37 ○総務部長(山本末富君)

AED55 台で約 2,830 万円ほどになると思います。

それから、予定価格ベースで 2,000 万円以上を超えた場合は議決案件、議会に上程しないといけないというふうに認識をしております。

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

No.39 ○企画部長(宮田恒治君)

公共投資に回した事業があるかというご質問ですけれども、今回の中には幾つか公共投資だろうという、まあ公共投資に回せるだろうという事業は、今回の選択から外れております。

ただし、まだ公共投資がどういった内容になるか詳細がわかっておりませんので、果たして外した事業が該当するかどうかは、まだちょっと先のことになっていきます。

以上、終わります。

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.41 ○15番(山盛左千江議員)

公共投資に回した事業は不透明だということですがけれども、そうすると今、総選挙も間近で政局がどうなるかという部分はあるのですけれども、それでひょっとしたら、なくなってしまふかもしれないけれども、それを見込んで今回の臨時交付金には上げなかったというふうに判断していいか確認しておきたいのと、それから、うちの会派は厚生常任委員会に所属しませんので、その件についても確認させてください。

児童クラブの建築工事費というのがありますけれども、これは建物を建てるのでしょうか。それとも、既にあるプレハブの5年リースでしたっけ、そういったような形でやられるのか教えてください。

それから、成人がん検診ですがけれども、これはすべて一般財源ということで、国からの補助金がここには掲載されておられませんけれども、これはどのようになってくるのでしょうか。お願いいたします。

それと対象者が 5,000 人で、受診する人が半分の 2,500 人ぐらいを想定しているということですがけれども、10 月から翌3月までの6カ月間で、これだけの人数の人が受診しようと思うと、月平均 420 人ぐらい検診を受けることになるんです。

医療機関方式とすれば、その受け入れというか、そういったことは間違いなくできるのでしょうか。そのことについて確認をしておきたいので、お願いいたします。

No.42 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.43 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

最初の児童館の建物の関係でございますが、こちらで建物を建てます。

それから、がん検診の財源でございますが、この件につきましては、国の補助金はございますが、過日、県のほうの説明会の折で、全体で国の補助金が日本中で216億円という予算でございます。

したがって、県の説明のほうも、予算の範囲内で10分の10という部分の説明でございましたので、今回、歳入の補正は組んでございません。次回の定例会のほうで計上したいと考えております。

それから、最後にいわゆる5,000人の検診に対応できるかというご質問ですが、医療機関方式で対応し、対応できなければ、いわゆる集団検診業者のほうも、既に年度計画が決まっておりますけれども、さらに物色したいなというふうに考えているところでございます。

終わります。

No.44 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

No.45 ○企画部長(宮田恒治君)

公共投資の事業費がつかなかったらどうするかということですが、公共投資に関する事業は、どちらかというと今度は建設事業が中心になっていきます。

その建設事業については、補助あるいは起債がつく事業が対象となっていきますので、もし次の公共投資事業がつかないようなことがあっても、緊急性があれば、通常の予算の中で組んでいく形になっていくと思います。

以上、終わります。

No.46 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.47 ○15番(山盛左千江議員)

今のがん検診ですけれども、1人に対する還付金 1,000 円、140 人分ということになっています。

それで、今までにがん検診を受けた人がこれだけしかなかったんでしょうか。

今、医療機関で受け入れが無理であれば、集団検診も考えるということですが、この還付金の対象になっている人は、集団検診も医療機関も両方含めての人数でしょうか。この辺でふぐあいというか、不公平なことが起こらないかということが心配ですけれども、確認させてください。

それから、AEDの設置場所ですけれども、消防のほうでちょっと教えていただいたところ、20年度の心肺停止の件数ですけれども、75歳以上の方が全体71件のうちの約半分、50%、65歳以上の方が50人で70%というような結果でした。

ということは、あと10代の方が女性で2人だけ。ほとんどが65歳以上の高齢者の方が、そういう症状というか状態になられるということだったんですけれども、保育園、児童館といったところにも設置するというのは、なぜ、ここにしないではいけなかったのか。

先の伊藤議員の質問で、学校に設置するのはいいけれども、学校でかぎがかかっているときに、どうやってそれを使うんだと。ガラスを割って使うのかみたいな、そういう質問があったわけですが、それは、児童館についても保育園についても、同じことが言えると思うんです。

民間もということですが、…。

No.48 ○議長(坂下勝保議員)

一般質問にならないように、ご注意を願います。

No.49 ○15番(山盛左千江議員)

ですから、どうしてここに設置するというふうに決められたのか。ちょっと納得のいかない部分もあるものですから、購入はしたにしても、今後設置場所について再検討をする余地があるかどうか。そのことについてだけ、答弁をお願いいたします。

No.50 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.51 ○健康福祉部長(濱島義和君)

歳入の部分の14万円減額の件でございますが、今年度乳がん検診で100人、子宮がん

検診で40人受診されております。この部分につきまして、自己負担金1,000円の部分の歳入還付を行います。したがって、14万円の歳入減というふうになっております。

続きまして、AEDの場所等の余地があるかというご質問だろうと思いますが、私どもの健康福祉部のほうに、いわゆる高齢者施設に27台、そして児童福祉施設に18台の設置をお認めいただけたならば、この方向で進めていきたいというふうに考えております。

終わります。

No.52 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.53 ○14番(榊原杏子議員)

さっきの財源についての答弁の中で、「全体として1つの事業として見ている」というふうにおっしゃったので、過不足があれば調整ができるのだと思いますけれども、ただ予算上は分かれていますので、その場合は補正予算で対応することになるのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、どこに近づけていくかということで、国から来るお金を余さず使うということと、それから一般からの繰り出しを少なく抑えるということと、どちらを優先させてこの事業を施行していくのかということの方針について、お聞かせをいただきたい。

それからあと1件、厚生の部分で、14ページの上のパッカー車を買われるということですが、これも低排出ガス重量車というふうに書いてありますけれども、これまでパッカー車は天然ガスの車、それからBDFの車というふうに買ってきたわけですが、今回の車はどのような車であるのか。その方針について、エコアクションとの絡みについて、ご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

No.54 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.55 ○総務部長(山本末富君)

財源の関係でございますけれども、歳出のほうの特定財源のところ、今回、臨時交付金の場合は、国・県支出金というところの欄に数字が上がっております。ここの額が大幅に変わった場合は、3月補正で最終的に精算をしようという考えを持っております。

それから、歳入のほうのできるだけ臨時交付金をたくさんもらうのと、それから一般財源をできるだけ少なくするというのと、どちらにウエートを置くのかというご質問でございます。

けれども、これは両方をねらっておりまして、歳入のほうはできるだけたくさん、それから歳出のほうはできるだけ抑えたいというふうに思っております。

以上で終わります。

No.56 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.57 ○市民部長(平野 隆君)

パッカー車の件でございます。この車両につきましては、軽油仕様でございます。したがって、天然ガス仕様ではございません。

では、そのエコアクションとどういう関係があるのかということですが、基本的に天然ガスのほうが当然いいわけですが、実際の実務、運用から考えますと、やっぱり軽油仕様もしくはBDFを使用、天然ガスは今4台のうちの1台持っておりますので、エコアクションプラン上は確かにそう言えますけれども、実務等を考えまして軽油仕様といたしました。

以上です。

No.58 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.59 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 54 号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第 55 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

柴田経済建設部次長。

No.60 ○経済建設部次長(柴田二三夫君)

それでは、議案第 55 号 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 760 万円とするものです。

歳出からご説明させていただきます。

6 ページ、7 ページをごらんください。

2 款 1 項 家庭排水施設事業費、1 目 維持管理費、工事請負費、排水施設維持管理事

業費、沓掛浄化センター機器改修工事費 2,400 万円を増額いたします。

この事業は、臨時交付金事業としまして現在、沓掛浄化センターの機器の更新、修繕を、平成 17 年度より5カ年で資源循環統合補助事業として実施しておりますが、今回は、その補助対象外事業になりました単独部分の機器の取りかえ、修繕をいたします。

主なものとしては、脱水機のオーバーホール 340 万円、ろ布薬液洗浄2基分 160 万円、機器取りかえ等が 20 カ所ありまして 1,900 万円で、合計 2,400 万円でございます。

続きまして、歳入をご説明させていただきますので、4ページ、5ページをごらんください。

5款1項 繰入金、一般会計繰入金、沓掛浄化センター機器改修工事費繰入金を 2,400 万円増額いたします。

以上で説明を終わります。

No.61 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.62 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 55 号の質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第 53 号から議案第 55 号までの3議案は、豊明市議会会議規則第 37 条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

ここで、各常任委員会を開催するため暫時、休憩といたします。

午前11時休憩

午後2時45分再開

No.63 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

各常任委員会に付託しておりました議案第 53 号から議案第 55 号までの3議案について、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに石橋敏明総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.64 ○総務文教常任委員長(石橋敏明議員)

議長よりご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました議案の審

査結果のご報告をさせていただきます。

先ほどの本会議休憩中に全委員出席のもと、市長以下、各関係職員の出席を求めて、総務文教常任委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議案第 54 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過につきましては、事務局において会議の概要等の記録が間に合っておりませんので、ここでの発言は私の記憶による内容になりかねませんので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

No.65 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて毛受明宏厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.66 ○厚生常任委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果のご報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会に引き続き、全委員出席のもと、市長以下、各関係職員の出席を求めて、厚生常任委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議案第 54 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過につきましては、総務文教常任委員会と同様に、報告を差し控えさせていただきます。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

No.67 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.68 ○経済建設常任委員長(三浦桂司議員)

議長よりご指名がありましたので、経済建設常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告させていただきます。

厚生常任委員会に引き続き、全委員出席のもと、市長以下、各関係職員の出席を求め

て、経済建設常任委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議案第 53 号 豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の制定について、議案第 54 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第 4 号)のうち、本委員会所管部分について、及び議案第 55 号 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第 1 号)についての 3 議案は、いずれも全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過につきましては、先の常任委員会同様、報告を差し控えさせていただきます。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

No.69 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.70 ○議長(坂下勝保議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 53 号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.71 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

山田英明議員。

No.72 ○8番(山田英明議員)

それでは、議案第 53 号 豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の制定について、市政クラブを代表しまして賛成の立場で討論を申し上げます。

この議案につきましては、かねてより我々市政クラブや農業委員会から早急な条例の制定を求めてきていたものであります。安全で良好な地域環境を保全していかなければならない。そのための規制は必要なものと考えております。

また、第 3 条第 3 号 その他の定めについては、ざる法とならないように厳しく対処をしていただき、職員に業務遂行をしていただくよう要望を付して賛成といたします。

No.73 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.74 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 53 号 土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の制定について賛成の討論をいたします。

この条例は、昨年5月に発生した産業廃棄物不法投棄で土砂採取業者が逮捕されたことから、土砂採取や埋立てに対する規制が必要になり、我が党も条例制定をするよう議会で質問をしてきたところです。

また、既に同様の条例が近隣の東郷町、三好町でも制定をされており、多くの業者が規制の厳しい隣を避けて、良質な粘土や砂利が採取できる本市に流れ込んできていると思われる、規制条例の制定も急がれていたところでもあります。

土砂等の採取や埋立てによって、良好な生活環境が破壊されるようではなりません。災害のない安全なまちづくりを害されることがないようにしなければなりません。

よって、この厳しい規制を設けたことに理解をし、賛成をするものであります。

No.75 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.76 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 53 号について討論をいたします。

6月議会の一般質問の中でも述べましたけれども、産廃不法投棄の事件が起こったのは、昨年5月。その前から東郷町や三好町には条例があつて、既に効果を発揮していたわけですから、そこから1年以上というのは、やはり時間がかかり過ぎであつたと言わざるを得ません。

今回、近隣の条例をただ、まねするのではなくて、当市に当てはめて関係課で話し合い、より厳しい内容にした。2本のを1本にまとめたという、その姿勢については評価できるものでありますけれども、さまざま検討して、なおスピーディーにやり遂げていただきたかったものだと思います。

農業委員会や市民の方からもお叱りを受けたようですし、時間がかかったことについては、反省していただかなければなりません。

ともかく、条例ができたということで、また9月議会に送らずに、臨時議会において提案さ

れたことについては、頑張っていたかかなと思っています。

今後、新しい条例をつくるときには教訓を生かして、最初から時期の目標を立てたり、詳しい人をチームに入れるなど工夫して、スムーズに進めていただきたいと思います。

条例の効果については、内容を厳しくしたのも手伝って、今後、土砂採取そのものの件数も減ってくるような抑止効果を発揮していくのではないかと考えておりますけれども、もちろん掘ってはいけないという条例ではありませんので、今後は条例を積極的に活用したり、あるいは無許可の採掘、埋立ての監視など、注意をしてやっていただく必要があります。

パトロールを強化するための人の配置も含めまして、不法投棄のような事件が二度と起こらないように、そして、市民が安心して生活ができるようにしっかり体制を整えて運用していただくよう要望しまして、賛成の討論といたします。

No.77 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.78 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 53 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 53 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.79 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 54 号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.80 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.81 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、議案第 54 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)に対しまして、市政クラブを代表しまして賛成の立場で討論をいたします。

まず、小学校費、中学校費におきます学校ICT備品購入費におきましては、アナログ放送の終了時期が迫り、更新が必要とされる中、今回、国の交付金を利用して購入できるということで、本市財政にとりましては、大変ありがたいことでもあります。

唯一、懸念をしておりますのは、二百数十台ものテレビを市内9小学校、3中学校に設置するということでもありますので、その配送、設置工事等をかながみしましたときに、各学校間でタイムラグができるだろうとは思いますが、余りこの設置時期に時間差ができますと、教育の機会均等ということを損ないかねないなということで心配をしておりますので、配送、設置等につきましては、十分配慮をいただきたいということでお願いをいたしておきます。

成人病診断等委託料 2,200 万円の増につきましては、委員会でも申し上げましたけれども、大変ありがたいことではありますけれども、受診率を上げていただくために、その周知徹底、PRに力を尽くしていただきたいというふうにご希望をいたしておきます。

健康福祉部所管のAEDの設置事業は、老人憩いの家相当施設、児童館、保育園等に今回設置をしていただけるわけにありますけれども、委員会の質疑の中でも明らかになりましたが、施設内、また施設外、屋外に設置するということも検討されたようでもありますけれども、大変高価なものでありますし、盗難等、また、いたずら等の危険もございますので、結果的に屋内に設置をされるということになりました。

このAEDが設置をされているということが、市民の安心感につながるであろうというふうに思っております。

この施設利用者はもちろんのこと、周辺住民、またその近辺を通行される方が万が一のときには、ぜひ、このAEDを活用していただいて、救命率を高めていただきたいというふうに思います。

安心感を与えるためのものであるというふうに思いますので、今後において区、町内会等でハザードマップ等を作成されておきまして、立上り消火栓ですとか、いろんなマップをつくってみえます。

ぜひ、AED設置施設についても、市役所作成のものはもちろん、区、町内会にも働きかけて、ハザードマップにぜひ盛り込んでいただきたいというふうに思っております。

これについては大変ありがたく、市民の安心につながるということで、高く評価をいたしております。

消防におきますAEDの購入事業につきましても、消防団員もおまつりの警備等を含め、訓練ですとか、実際の火災現場、災害現場に出動する機会が大変多うございます。

そうした中で、こうしたAEDを購入していただけるということは、団員の活動にも大変心強く、これも評価をいたすものであります。

油圧式の救助器具につきましても、これまではレスキューの皆さんは、大変古い、重い道具を駆使して現場で活躍していただいておりますけれども、今後においては、今以上に活動が効率化されるであろうというふうに期待をいたすものであります。

総じて、国の施策を受けて各課でそれぞれ考えていただいた大変中身のある、市民に大変喜んでいただける、評価をいただける内容であろうと思います。

予算の執行には万全を期していただいて、市民の安心・安全につなげていただくことをお願いしまして、賛成の討論といたします。

No.82 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.83 ○6番(杉浦光男議員)

黎明を代表しまして、議案第 54 号 豊明市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

この補正は、国の補助金について、まあ一過性であろうと思いますけれども、そして、非常に短時間の間でしたので、市民のニーズを的確につかまえて、本当に的確に予算編成ができたかということには、やや疑問が残りますけれども、私は特に2点について、AEDと教育予算について、意見を述べて賛成の討論といたします。

それで、この2点については、いずれも先行投資的な色彩が強いんですよ。これによって人の命が助かるかもしれん。これによって教育効果が上がるという先のことですよ。

先行投資の内容というのは、大体後ろに回されやすい。だから今回、この時点でここに予算をつぎ込んでいただけたというのは、私にとって非常にいいものだったなというふうに思います。

それで、特に2点についてもう少し詳しく述べますと、AEDについては、要するにこれも使えて何ぼですから、AEDを置いておくだけでは何にもなりません。高額な金を払って、それから8年後には、またこれを買いかえて、一定の維持費も持って、置いておくだけでは何の役にも立ちません。だから、これが使えるかどうかポイントなんです。

ですから、ちょっと聞いておりますけれども、数十人のボランティアの人が、これを使えるように普及する。使える人が増えるようにということをやっているということも、消防長からお聞きしたことがあります。こういう点をより深化させていただきたいというふうに思います。

それから、AEDについては、各地域の自主防災会で作っている防災マップ等に、所在を明記していただいて、ある場所を的確に市民の皆さんに知らせるといって、くどいようですが、これが使えると、使えて何ぼということでもあります。

それから、教育の問題について言いますと、テレビと電子黒板ですが、非常に活用は大きいです。

特に、教育に携わる教育長や教育部長をお願いをしておきたいのですが、もう学校でもしっかりやっているはずですが、その点で的確なご指導をいただきたい。本当に、こ

れは活用が大きいです。活用が広いです。

特に、新しい教育課程になりますし、それから、その中で外国語活動等が入ってきます。これは、非常に電子黒板とテレビは、ただテレビは見るというだけではなくて、いろんなものにつなぐことができますし、電子黒板なんかは非常にすごい、多面的な利用が可能です。

そういうことで、活用してこれも生きてくるわけですので、私がくどくど言いましたけれども、活用というところに力を入れて賛成討論にしたいと思います。よろしく願いをいたします。

以上です。

No.84 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

一色美智子議員。

No.85 ○4番(一色美智子議員)

議案第54号 平成21年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

初めに、今回の補正予算は、未曾有の経済危機に対し、政府与党が行った景気の底割れを防ぎ、生活者の痛みを和らげ、未来の成長につなげるという目的で編成された経済危機対策を受け、豊明市において市民のために一刻も早く諸施策が実現できるよう、臨時議会を開催いただきましたことに感謝を申し上げます。

中身は、AED購入費、児童クラブ室建設工事費と安心・安全の実現のための事業が多く、また成人病診断等委託料、これは子宮頸がん検診、乳がん検診にかかわる予算です。

日本の子宮頸がん、乳がんの検診受診率は2割程度で、先進国の中では最低のレベルであります。

そこで、一定の年齢に達した女性に対し、5歳刻みで検診料の自己負担分を免除するもので、検診の重要性をわかりやすく解説した検診手帳とともに、無料クーポン券が送付されます。この事業が検診受診率50%達成へ大きなはずみになると期待されています。

無料クーポン券は、女性の健康を守るという視点で考えられた施策です。今後は、対象年齢の人とそれ以外の人との不公平感の解消や受診率の向上を目指し、この無料クーポン事業を単年度事業ではなく継続するよう、また休日や夜間、市外の医療機関でも検診が受けられるよう、受診しやすい環境の整備を求めます。

また、スクール・ニューディール構想として、理科備品購入費は新学習指導要領の実施に必要な理科教材を始めとする教育設備の整備であり、学校ICT備品購入費は、21世紀の学校にふさわしい教育環境の整備を図るという未来に向けた施策であります。

現場の教職員が存分に力を発揮できる環境づくりに活用していただき、わかりやすい授業を実現し、子どもたちの学習意欲や学力の向上につながることを要望いたし、今後、これらの事業をより効果的に速やかに執行されますことを要望し、賛成討論といたします。

No.86 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.87 ○15番(山盛左千江議員)

一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

本臨時会に提出された補正は、経済危機対策臨時交付金や学校のICT環境整備補助など、合わせて約3億円に及びます。

臨時交付金については、国から指示された1億 8,600 万円に対し、各課から約7億円の事業提案が出されたことは、先の6月議会で答弁され、事業の選択については、国が示す地球温暖化、少子高齢化、安心・安全、その他の4本柱に従って分類選択するが、社会情勢を加味し、また本市の財政状況を考慮し、緊急性の高い事業を優先したいといった答弁がありました。

それで、今回の補正予算ですけれども、その事業の選択の基準は、どちらかといえば、その内容というよりか、財政面に重きを置いているようで、国の補助対象となるであろう事業や、公共投資臨時交付金の対象事業はすべて外し、市単独事業に限定いたしました。

この点については、今後いろいろと問題が起こってくるのではないかというふうに心配をしております。

緊急性という面では、児童クラブ室の建設、中学校の特別支援対応工事や受水槽の工事、また給食調理器具がありました。パッカー車の購入、老人憩いの家のトイレ改修などの事業の前倒しも見られ、一定の理解はいたしますけれども、AEDや消防の高度救助器具などの購入については、それはあったほうがいいでしょう。

あれば、使っていただけたと思いますけれども、緊急性のある耐震工事や不況の打撃を受けた失業者、あるいは生活困窮者の暮らしを守るための事業を後回しにしてまで優先すべきであったかということについては、悩ましいところです。

具体化されていない国の補助金、あるいは不透明な公共投資臨時交付金が、結局当て外れだったということにでもなれば、大変後悔が残ってまいります。国や県への働きかけ、情報収集に怠ることなく取り組んでいただきたいと、切に要望しておきます。

安心・安全対策のメイン事業といたしまして、AED55台を購入いたします。使い勝手を最優先するならば、24時間営業の例えばコンビニに設置協力を依頼するとか、貸し出し制度を設けるとか、検討すべき点は多々あったと思います。

また、使用については講習をしっかりと行い、市民に活用してもらえるよう、十分努力して

いただきたいというふうをお願いをしておきます。

AEDは維持にお金がかかってまいります。耐用年数が過ぎれば3,000万円、また同額に近いお金をかけて買いかえをすることにもなります。今回は臨時交付金を活用するのでいいんですけども、買いかえを考えると、将来に思わぬ負担を生んだというふうにも考えることもできます。降ってわいてきた財源1億8,600万円ですけども、その6割が物品の購入に使われます。

学校のICT、必要不可欠な部分も含んでいるとは思いますが、選択肢にあいまいさは否めません。市民の安心感はAEDだけには限りません。生活、暮らしに直結する事業への取り組みというのは、行政にとって最重要課題だというふうに考えております。この点についても、お忘れのないように申し上げておきます。

臨時交付金を残さず使い切る。そのために入札残を予測し、事業費を2割ほど増額して予算化したことには理解をいたします。

しかし、使い切ることを主に考えてしまい、競争性の低い契約となっては市民の理解は得られず、無駄になります。10分の10が国の補助金とはいえ、財源は言うまでもなく市民の税金であり、7割は借金であります。事業の執行について公平、公正かつ迅速に行われるよう要望し、賛成討論といたします。

以上です。

No.88 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.89 ○22番(前山美恵子議員)

議案第54号 一般会計補正予算について賛成の討論をいたします。

政府の第一次補正予算が5月29日に成立し、この総額15兆円にも及ぶ補正予算の内容は、公共事業などで大企業への大盤振る舞いをする一方で、国民には1回限りのばらまきであり、また、その財源には消費税増税で国民にツケを回すという、国民いじめが貫かれていますので、国会では我が党は反対をいたしました。

ただ、この15兆円の地方公共団体への配慮などとして、自治体での雇用や暮らしの対策に活用できる財政措置が含まれており、本市においても今回補正で計上されたところであります。この件については反対をするものではありません。

さて、今回の国による財政措置について、国は経済危機対策のためにと、地元業者に仕事が回るよう特に求めており、我が党も5月27日に市長に要望書を出してきたところであります。

今、市内の業者は青息吐息であります。予算の執行においては、豊明市外への流出を極力避け、また工事の発注においては分離・分割発注にし、これもより細分化できるもの

はしていただき、できるだけ多くの中小業者が受注できるような機会を得られるように配慮をして、地域経済への波及を重視していただくことを求めて賛成といたします。

No.90 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.91 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 54 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 54 号に係る各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.92 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は各委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 55 号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.93 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.94 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 55 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 55 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.95 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.96 ○市長(相羽英勝君)

平成 21 年第3回臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提案をさせていただきましたすべての案件について可決・ご承認を賜り、まことにありがとうございました。

そこで、ただいまご承認をいただきました補正予算の執行につきましては、ただいま議員の皆さんからの審議を通じて、たくさんの示唆に富んだご意見、ご提言を賜りました。

加えて政府の趣旨も踏まえ、この貴重な財源は、市民の生活のために最大限、工夫と知恵を発揮させ、有効かつ効果的な執行に努めてまいりますので、議員各位の格別なご理解とご協力をお願いするものであります。

また、昨今は不順な天候が続いております。市民の生活にもかなり影響が出るものと心配をいたしております。

しかしながら、この後、8月に入れば、恐らく厳しい暑さを迎えることと存じます。今後とも夏まつり、お盆、衆議院議員選挙等々、議員の皆様には何かとお忙しいことと思います。

お体には十分ご自愛の上、お元気にご活躍をいただきますよう祈念を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

No.97 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これにて、平成 21 年豊明市議会第3回臨時会を閉会いたします。

午後3時19分閉会

